分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高。

⑵　審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額。

⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数。

⑷　審査基準日までの営業年数。

7　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

8　資格の有効期間

資格認定の日から平成33年３月31日までとする。

9　その他

⑴　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事、地域維持型建設共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、沖縄総合事務局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、沖縄総合事務局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社。

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社。

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社。

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者。

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社。

⑷　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参又は郵送（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、郵送）に限るものとする。

①　申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき申請をする場合において、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合。

②　申請者が１Ⅰ⑬に掲げる維持修繕工事につき申請をする場合において、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請をする場合。

③　申請者が経常建設共同企業体である場合。

④　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき。

⑤　申請者が協業組合・企業組合である場合において４⑵の（建設工事に係る添付書類）の⑤及び⑥に掲げる書類を提出するとき。

⑥　申請者が⑶に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）。

⑦　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。

⑧　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。

⑸　次に掲げる場合の測量・建設コンサルタント等業務の申請については、持参又は郵送（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、郵送）に限るものとする。

申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、競争参加資格の再度の認定を受けていないとき。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年10月24日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長　神ノ田昌博

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　導入計画物品及び数量

東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係るデータ加工・入力等業務一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限

平成30年11月13日午後５時（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒100―8916 東京都千代田区霞が関１－２－２　厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室　島﨑　祐希　電話03―5253―1111（内線5592）

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成30年10月24日から平成30年11月13日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ

4　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　平成30年10月30日15時00分

⑵　開催場所　中央合同庁舎第５号館安全衛生部会議室（15階）

5　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be required : Process, input, etc. of the data in relation to the Long-term Health Care System for Workers at Fukushima Daiichi Nuclear Power Station, 1 set.

⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 PM, November 13, 2018

⑷　Contact point for the notice : Yuki Shimazaki, Office for Radiation Protection of Workers, Industrial Health Division, Department of Occupational Safety and Health, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8916 Japan, Tel 03―5253―1111 ext. 5592

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年10月24日

支出負担行為担当官

経済産業省大臣官房会計課長　野原　　諭

◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量

旅費等内部管理業務共通システムの運用業務　一式